

【別紙】
様式1

事業報告書
(自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人ふるかわ歯科子ども歯科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市白岳町 50 番地 1
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 令和3年2月12日

(4) 設立登記年月日 令和3年3月2日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	古川 貴英	診療所管理者
理事	古川 紀世子	
同	古川 利一	
監事	松嶋 泰	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	ふるかわ歯科子ども歯科	長崎県佐世保市白岳町 50 番地 1	【医療保険 0床】 【介護保険 0床】

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年4月25日 令和3年度の決算の決定

令和5年2月25日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人ふるかわ歯科こども歯科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市白岳町50番地1

貸借対照表
(令和 5年 2月 28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	52,712	I 流 動 負 債	9,120
II 固 定 資 産	17,605	II 固 定 負 債	19,507
1 有 形 固 定 資 産	10,621	負 債 合 計	28,627
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	6,983	科 目	金 額
		I 基 金	30,000
		II 積 立 金	11,690
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	41,690
資 産 合 計	70,317	負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,317

様式 2

法人名 医療法人ふるかわ歯科子ども歯科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市白岳町50番地 1

財 産 目 録

(令和 5年 2月 28日現在)

1. 資 産 額	70,317 千円
2. 負 債 額	28,627 千円
3. 純 資 産 額	41,690 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	52,712
B 固 定 資 産	17,605
C 資 産 合 計 (A+B)	70,317
D 負 債 合 計	28,627
E 純 資 産 (C-D)	41,690

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ふるかわ歯科こども歯科
理事長 古川 貴英 殿

私(注1)は、医療法人古川の令和4年会計年度(令和4年3月1日から令和5年2月28日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和5年4月30日

医療法人 ふるかわ歯科こども歯科

監事 松嶋 泰

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。